

新型コロナの市中感染未終息状況下における面会指針

1. 面会に関する基本的な考え方

家族の面会は、入所者を支える上で必要不可欠な交流であり、家族ならではの施しが可能となることから、基本的には面会は自由な形式で行われるべきものであります。

しかし、新型コロナが終息せずに市中感染拡大の恐れが残存する場合は、重症化ハイリスクを有する入所者が新型コロナウイルスに感染しないよう、新型コロナウイルスの侵入を阻止しなければならず、新型コロナウイルスが施設内に持ち込まれないようにするための感染防止対策の一環として、入所者への面会を制限しなければなりません。

但し一方で、面会制限が短期間で終了せずに長期化した場合は、利用者（入所者及び家族）の心理面に過度な負担が生じ、入所者の ADL 並びに QOL に悪影響を及ぼす恐れがあります。

よって、今後は前述のことを踏まえ、新型コロナが終息しない状況下においても、可能な限り対面による面会が実施されるよう、感染防止対策と安全対策を講じたうえで、対面式面会を進めて参ります。

2. 新型コロナ未終息状況下における面会に関する基本方針

一「面会予約制」（面会者並びに面会日時の事前決定）

イ. 後出の「面会予約」により、事前に面会日時を調整・決定のうえ面会を実施します。

ロ. 神奈川県及び横浜市における新型コロナウイルスの市中感染が拡大したときは、面会予約制を中断する場合があります。

二「面会予約」

面会可能日：平日、土曜日、日曜日、祝日（但し、生活相談員の対応可能な日）

一日の面会枠は、午前の部及び午後の部共に各 1 家族とします。

面会日時：事前決定 ※日程調整致します。

面会人数：1 面会につき 1 家族 4 名まで

面会時間：1 面会につき 20 分以内

面会形式：対面による面会

面会場所：面会場所は、入所者の心身状態並びに感染リスクを勘案のうえ決定します。

- ・ 1 階玄関口（自動ドアを閉めた状態で扉越しでの面会）
- ・ 1 階玄関前ロータリー（屋外面会、社会的距離 2 m 間隔）
- ・ 1 階会議室（窓とドアを開放し常時換気、社会的距離 2 m 間隔）
- ・ 施設長が許可した場所

面会手続：1階事務所受付で面会者の健康状態を確認させていただき（検温、風邪症状等の有無の聴き取り）、「**面会受付票**」へ必要事項をご記入いただきます。

面会補助：面会時、入所者の移動及び介助のために、職員1名（生活相談員等）が補助します。

三 面会の実施頻度

面会予約制による対面式面会は、入所者と家族との交流機会の確保を考慮に入れて、新型コロナの市中感染状況を踏まえた上で、入所者一人につき概ね一月に1回程度を目安に、面会予約制を進めて参ります。

四 面会時の留意事項

- ・面会者は次の項目に該当する場合は、面会ができませんのでご注意ください。
 - ① 新型コロナに感染し発症中の場合
 - ② 新型コロナ発症後、5日経過（且つ解熱、症状軽快）しない場合
 - ③ 同居家族が新型コロナに感染し発症中の場合
 - ④ 新型コロナ発症者に濃厚接触したと思われる場合
 - ⑤ 面会当日の検温測定及び健康状態の確認時に、発熱、咽頭痛、咳、倦怠感、下痢、嘔吐、味覚及び嗅覚障害等の感染症が疑われる症状やその他体調不良が認められる場合
 - ⑥ 入所者の心身状況及び健康状態が変化し、面会に適さない状態であると認められる場合
- ・面会者は、面会場所への入室前に「**マスク着用**」及び「**手指の消毒又は手洗い**」をお願いします。
- ・面会者は、**入所者との距離（概ね2m間隔）**を保ってご面会ください。
- ・面会時には、**面会場所の換気**を行ってください。
- ・面会場所での**飲食は禁止**です。
- ・面会者は、**面会時間を守って**ご面会ください。
- ・面会後は、その都度、面会場所の机、椅子、ドアノブ等の消毒を実施致します。
- ・面会者は、面会后5日間以内に発熱等の感染症が疑われる症状を発症した場合は、施設へ一報ください。

五「面会予約制」の適用除外による面会

- ・**入所者の急変等緊急時**は、面会予約制の適用除外となります。
- ・**看取り期、終末期の面会**については、別途、**面会時間・面会場所・面会回数・面会方法**等について、**担当職員よりお知らせ**致します。

3. 本指針の周知に関する基本方針

本指針は時閲覧いただけるよう、施設の1階事務所脇に掲示致します。

合わせて、当法人施設のホームページに掲載致します。

4. 本指針の施行日

令和2年9月15日施行

令和3年10月1日改定・施行

令和3年12月1日改定・施行

令和5年5月8日改定・施行